

川西町婚活サポート事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、独身男女の結婚を支援するため、結婚相談所及びやまがたハッピーサポートセンター（以下「結婚相談所等」という。）に入会する場合の初期費用に関し町長が予算の範囲内で交付する補助金について、川西町補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（昭和44年規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれの当該各号に定めるところによる。

- (1) 結婚相談所 結婚を希望する独身の会員に、結婚を前提とした出会い及び交際から結婚に至るまでのサービスを提供する事業者であって、山形県内に本店、支店又は営業所を有する事業者をいう。
- (2) 初期費用 結婚相談所の利用に要する入会費、登録料及び初月利用料をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 川西町に住所を有する者であること。
- (2) 令和5年4月1日以降に結婚相談所等に入会した者であって、申請時点において退会していない者であること。
- (3) 町税等を滞納していない者であること。

(補助金の額等)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、結婚相談所等の初期費用とし、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額又は2万円のいずれか低い額とする。

2 前項の補助金の交付は、補助対象者1人につき1回とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、規則第4条の規定にかかるらず、交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 結婚相談所等に入会又は登録したことがわかるものの写し
- (2) 結婚相談所等が発行した領収書の写し
- (3) 振込先口座の通帳の写し
- (4) 納税状況調査に係る同意書（様式第2号）
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条による申請があったときは、規則第13条に規定する実績報告とみなし、審査その他必要な調査を行い、適當と認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、川西町婚活サポート事業補助金交付決定通知書兼交付額確定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとし、補助金を交付しないことを決定したときは、川西町婚活サポート事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第7条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。
- (3) この要綱に違反する行為があったとき。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。